

令和4年 1月13日

【事務連絡】

経審担当者 各位

行政書士 オフィスウエハラ

行政書士 上原 重巳

登録経理講習（建設業経理士CPD講習）について

新年あけましておめでとうございます。

日頃は当事務所の業務につき格別のご高配を頂き誠にありがとうございます。

本年もよろしくお願い致します。

さて、昨年4月に経営事項審査が改正されたことに伴う建設業経理士に関する「登録経理講習」については、各団体等からも事務連絡やご案内が通知されていると思いますが、弊所からも改めてご案内致します。

今回の改正で新たに「登録経理講習の法制化」されたのですが、受講が義務付けられている訳ではありません。（現在お持ちの経理事務士の資格に影響はありません。）

但し、経営事項審査における加点点評価の対象となるためには受講が必須となります。

該当資格者(1級2級)におかれましては、十分にご検討頂きたいと思います。

詳細については

一般財団法人建設業振興基金のHPの「建設業経理士CPD講習」をご覧くださいか

<https://kssc-keiri.com/stg/index.html>

「建設業経理士CPD講習受付センター」にお問い合わせ下さい。

Tel 0570-018-081

未だ新型コロナが猛威を振るっております。健康には十分ご注意下さい。